

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく、農業者その他の当該区域の関係者による協議が行われたので、その結果について、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年2月14日

新潟市長 中原 八一

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

北区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月21日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

|            |         |
|------------|---------|
| 認定農業者数     | 446 経営体 |
| 認定新規就農者数   | 3 経営体   |
| 集落営農組織     | 2 組織    |
| 基本構想水準達成者等 | 0 経営体   |

4 当該区域における農業の将来の在り方

- (1) 土地利用型を主体とする地域では、地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を推進し生産性の向上を図るとともに、複合化による作業の周年化を図ることにより新規就農者の雇用を促進する。
- (2) 園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による収益性の向上を図るとともに、新規就農を促進し地域の中心となる経営体の育成を図る。
- (3) 中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付け、水管理、農業用機械のオペレーター等の役割を担うほか、これまでの知見を活かした技術指導や助言を行う。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

将来の農地利用のあり方について、効率的な利用を図るため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。また、地域集積協力金を活用しながら、農地の受け手である担い手を育成・確保する。

1 協議の場を設けた区域の範囲

東区・中央区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月21日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

認定農業者数 115 経営体

認定新規就農者数 0 経営体

集落営農組織 0 組織

基本構想水準達成者等 30 経営体

4 当該区域における農業の将来の在り方

(1) 土地利用型を主体とする地域では、地域の中心的経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト縮減を図る。また、園芸導入による作業の周年化及び所得向上を図ることにより、新規就農者の雇用を促進する。さらに、効率よく経営できる一定規模に達した農業者が複数いる場合は、法人化への移行を促進する。

(2) 園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による中心的経営体の収益性向上を図るとともに、新規就農者の就農を促進する。

(3) 中心的経営体と連携する者（兼業農家等）については、農地の水管理や機械オペレーター補助等の役割を担うほか、これまでの知見を活かした地域内農業者へ営農に関する助言を行う。

(4) 将来の農地のあり方について、地域の農地は地域で管理（営農）できるよう、営農現況図面の作成による「見える化」や継続的な話し合いを行う。これにより、複数の担い手に農地を託すことが可能となり、担い手も耕作農地周辺への集積・集約化を図る。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地中間管理事業の活用方針について、急なリタイア等においても対応可能なように、出し手は、農地中間管理機構の活用に努める。一方、担い手は、農地中間管理機構を活用した利用権設定・移転を継続実施しながら、分散錯圃した農地の集積・集約化に努める。

1 協議の場を設けた区域の範囲

江南区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月21日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

認定農業者数 408 経営体

認定新規就農者数 10 経営体

集落営農組織 1 組織

基本構想水準達成者等 184 経営体

4 当該区域における農業の将来の在り方

(1) 土地利用型を主体とする地域では、地域の中心的経営体への農地集積による規模拡大を進めるとともに、集約化による農作業の効率・コスト縮減を図る。また、園芸導入による作業の周年化及び所得向上を図ることにより、新規就農者の雇用を促進する。さらに、効率よく経営できる一定規模に達した農業者が複数いる場合は、法人化への移行を促進する。

(2) 園芸を主体とする地域では、6次産業化や高付加価値化による中心的経営体の収益性向上を図るとともに、新規就農者の就農を促進する。

(3) 中心的経営体と連携する者（兼業農家等）については、農地の水管理や機械オペレーター補助等の役割を担うほか、これまでの知見を活かした地域内農業者へ営農に関する助言を行う。

(4) 将来の農地のあり方について、地域の農地は地域で管理（営農）できるよう、営農現況図面の作成による「見える化」や継続的な話し合いを行う。これにより、複数の担い手に農地を託すことが可能となり、担い手も耕作農地周辺への集積・集約化を図る。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地中間管理事業の活用方針について、急なリタイア等においても対応可能なように、出し手は、農地中間管理機構の活用に努める。一方、担い手は、農地中間管理機構を活用した利用権設定・移転を継続実施しながら、分散錯圃した農地の集積・集約化に努める。

1 協議の場を設けた区域の範囲

秋葉区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年1月21日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

認定農業者数 504 経営体

認定新規就農者数 2 経営体

集落営農組織 4 組織

基本構想水準達成者等 4 経営体

4 当該区域における農業の将来の在り方

(1) 地域の中心経営体は認定農業者を基本とし、農地の受け手と位置づけるとともに、中心経営体同士での農地交換を図ることで農地の集約化を進める。また、その手段として可能な限り農地バンクを活用するとともに、国営水利システム再編事業等と連携して集積の促進を図る。

(2) 中心となる経営体以外の農業者については、引き続き集落ぐるみの活動に参加し、水管理・農道等の維持管理などに協力することにより地域の水田農業を側面からサポートする。

(3) 将来の農地利用のあり方について、地域内で適宜担い手への集積を進め、地域内で担い手が不足する場合にはその状況を共有し、周辺を中心となる経営体へ集積を行う。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用し、地域集積協力金の活用等を踏まえて、地域内の担い手への集積・集約を進め担い手の確保を行う。

1 協議の場を設けた区域の範囲  
南区

2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年1月21日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

|            |         |
|------------|---------|
| 認定農業者数     | 688 経営体 |
| 認定新規就農者数   | 2 経営体   |
| 集落営農組織     | 0 組織    |
| 基本構想水準達成者等 | 9 経営体   |

4 当該区域における農業の将来の在り方

- (1) 全耕作面積に占める水田の割合が87%と多いことから、土地利用型農業が主体であり、農地の集積・集約化を進め、規模拡大や生産性の向上を図っていくとともに野菜、花き、果樹の振興を図り、経営の複合化することで農業の振興を図る。
- (2) 農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。
- (3) 将来の農地利用の在り方について、担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め農地を交換することにより、農地の連担化を図る。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地中間管理事業の活用方針について、効率的な農地利用を進めるため、農地の出し手に様々な制度を説明し、農地中間管理機構の活用を図る。また、地域集積協力金を活用しながら、農地の受け手である担い手を育成・確保する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
西区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年1月21日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 認定農業者数     | 637 | 経営体 |
| 認定新規就農者数   | 8   | 経営体 |
| 集落営農組織     | 0   | 組織  |
| 基本構想水準達成者等 | 8   | 経営体 |
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
  - (1) 地区における担い手の明確化と育成確保を推進し、担い手のネットワークを整備、構築する。
  - (2) 集落営農の組織化に向けて主体的な役割を果たす地域リーダーの育成とネットワークの活用、必要な事業を実施する。
  - (3) 水田における高収益作物・非主食用米等の転換作付を推進し、農業者の所得向上を図る。
  - (4) 将来の農地利用のあり方について、中心的経営体同士で農地を交換することにより、農地の連坦化を図り、生産コスト縮減を目指す。
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針  
農地中間管理事業の活用方針について、効率的な農地利用のため、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構を活用する。

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
西蒲区
  
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年1月21日
  
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況  
認定農業者数 1,014 経営体  
認定新規就農者数 1 経営体  
集落営農組織 6 組織  
基本構想水準達成者等 78 経営体
  
- 4 当該区域における農業の将来の在り方
  - (1) 地域の中心となる経営体への農地集積による規模拡大を進め、農作業の効率化・コスト削減を図る。また、一定規模農家や複数農家による法人化移行、集落営農組織から法人化への移行、法人同士の連携を促進する。
  - (2) 集落の認定農業者の育成、女性農業者育成のため家族経営協定による役割分担の明確化、西蒲区内で整備が進む圃場整備後の汎用化水田による複合経営の実施、園芸部門の導入による所得の拡大や「生産」「加工」「販売」といった6次産業化への取組みを行いながら、地域農業の持続的発展・戦略体制を推進する。
  - (3) 将来の農地利用のあり方について、担い手に集積・集約化を一層進めるため、地域での話し合いを進め、出し手と受け手のきめ細かな情報を地域内で供用することや、新規就農者・法人組織等の新規参入を促し、農地集積・集約化を図る。
  - (4) 地域の農業基盤の維持保全のため、多面的機能支払交付金を活用した共同作業の推進を図り、地域全体で農業・農村を支える体制づくりを推進する。
  
- 5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針  
農地中間管理事業の活用方針について、効率的な農地利用のため、農地の出し手は農地中間管理機構を活用し、担い手も農地中間管理機構を活用した利用権設定、移転による集積・集約化に努める。